

一般廃棄物処理基本計画

〔共通〕

1. 策定の趣旨及び目的

城里町（以下、「本町」という。）の一般廃棄物処理基本計画は、平成 22 年 3 月に策定し、平成 28 年 3 月及び令和 2 年 3 月に改訂しています。この計画に基づいて、ごみ減量・資源化の推進、資源循環・低環境負荷型ごみ処理の実践への取組を推進してきました。今回、計画期間満了に伴い、計画の取組の進捗状況や令和 5 年度における目標の達成状況を確認・検証し、見直しを行うものです。

見直しに際し、ごみと生活排水の衛生的かつ安全な処理や資源循環を継続することで、SDGs の達成に向けて取り組むとともに、持続可能な社会の形成の推進を目指していきます。

2. 計画目標年次

本計画の計画目標年次は令和 20 年度であり、計画期間は 15 年とします。

〔ごみ処理基本計画〕

3. ごみ処理の現況

（1）ごみ処理フロー

燃やせるごみは、焼却施設で焼却処理を行っています。

資源ごみ（不燃ごみ、カン類、ビン類、ペットボトル等）は、リサイクルセンターで選別処理を行っています。

また、粗大ごみ、紙類、布類、有害ごみ及び小型家電は、ストックヤード*で一時保管し、民間業者によって資源化しています。

その他に食用廃油、集団回収された資源ごみ等も、民間業者によって資源化しています。

*ストックヤードは令和 6 年 4 月より供用開始を予定

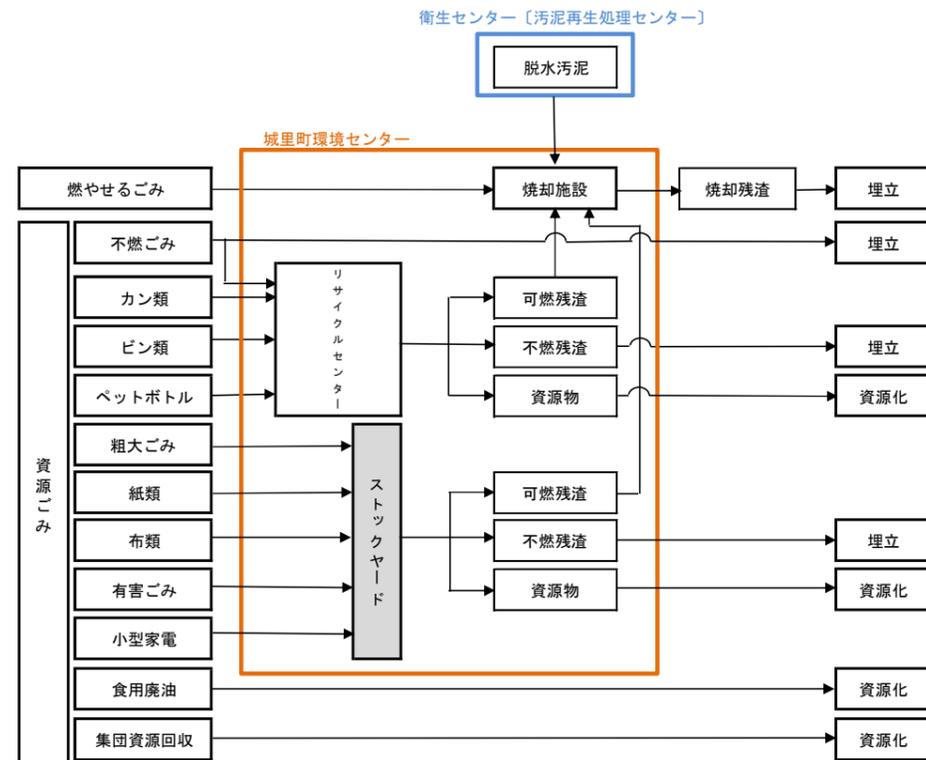


図 3-1 ごみ処理フロー

（2）ごみ排出量の実績

ごみ総排出量（家庭系ごみ、事業系ごみ、集団資源回収量の合計）は、平成 27 年度から平成 30 年度にかけて減少傾向を示していましたが、それ以降ほぼ増加傾向を示しています。

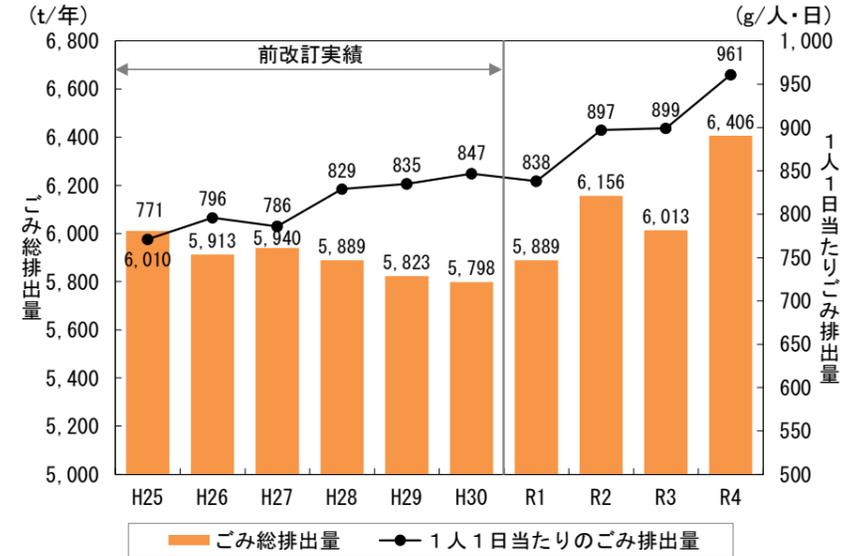


図 3-2 ごみ排出量の推移

（3）課題の整理

ごみ処理等に関する課題を以下に示します。

排出抑制・資源化	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、無駄なものは購入しない、ものは繰り返し使うなど、ごみ発生抑制に関する広報・啓発事業の拡大など、ごみの発生抑制を推進するための対策の必要があります。 資源化を強く推進している他自治体では、排出段階で可能な限り、分別区分数を多くする取組、資源ごみの収集頻度の増加による排出機会の創出、いつでも資源ごみを排出することができる常設の回収拠点を設置するなどの工夫をしておき、こうした取組の採用についても、検討していく必要があります。 プラスチック資源循環促進法に則った分別や収集運搬、資源化方法等を検討する必要があります。 事業活動に伴い発生する事業系ごみは、事業者の責任において、処理・処分することが原則であることから、今後も事業系ごみの排出抑制及び資源化対策を継続して、実施していく必要があります。
収集運搬	<ul style="list-style-type: none"> ごみ集積所の設置数等、収集サービスが低下しないよう、収集運搬体制に留意する必要があります。 ごみをごみ集積所まで持ち出すことが困難な世帯に、収集運搬に関する支援等を検討する必要があります。
中間処理	<ul style="list-style-type: none"> ストックヤードも整備され、資源ごみの分別排出の徹底に向け、意識の向上に繋がる広報啓発に努めていく必要があります。
最終処分	<ul style="list-style-type: none"> 最終処分量の削減を図り、埋立処理費を低減するため、今後ごみの排出抑制を推進していく必要があります。

4. ごみ処理の基本目標及び基本方針

（1）基本目標

今後は、将来にわたって、持続的に発展可能な社会を形成するため、①廃棄物等の減量、②資源の循環的な利用（再使用、再生利用）、③適正処分の確保等により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減することにより、環境を保全する循環型社会への転換が求められています。

そこで、「循環型社会」を構築するため、基本目標を以下のように設定し、住民・事業者・行政が一体となって取り組むことを目標とします。

～ 人と自然が共生する持続可能な循環型社会を目指すまちづくり ～

将来にわたって持続可能な循環型の地域社会づくり

（2）基本方針

基本理念に基づき、本町における3つの基本方針を定め、総合的に施策を推進していくこととします。

基本方針Ⅰ．住民・事業者・行政の協働によるごみ減量・資源化の推進

ごみの減量を最優先事項とし、住民は、環境に配慮した生活様式に移行し、事業者は、自己処理の原則や拡大生産者責任を踏まえた取組を行い、町は、住民・事業者の取組を促すための施策の実施など、三者の協働による取組を推進していきます。

基本方針Ⅱ．効率的・効果的な資源化体制の構築

本町は、効率的・効果的に資源を分別回収するため、住民・事業者に徹底した分別の協力を求めるとともに、資源化品目を拡大し、新たに分別回収する品目を含め、資源化を推進していきます。そのために収集体制を見直し、新たな「城里町環境センター」による資源化体制の構築を進めています。

基本方針Ⅲ．資源循環・低環境負荷型ごみ処理の実践

発生抑制、再使用、再生利用を行った後に、排出されるごみについては、資源循環・低環境負荷を前提に適正に処理処分を実施します。また、不法投棄や野外焼却などの不適正処理についても、必要な対策を講じます。

5. 目標値の設定

最終の目標年度における目標を見直し、表5-1のとおり設定します。

表5-1 本計画における目標

項目	現状 (令和4年度)	目標 (令和20年度)
1人1日当たりのごみ排出量	960g/人・日	900g/人・日以下
1日1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源等除く)	656g/人・日	580g/人・日以下
再生利用率	12.5%	約17%

6. ごみの排出量の予測〔目標達成時の場合〕

目標達成時のごみ年間総排出量及び1人1日当たり平均排出量の予測結果を図6-1に示します。

家庭系ごみ、事業系ごみそれぞれについて、目標達成した場合のごみの排出量は、令和20年度に5,097t/年(家庭系3,908t/年、事業系1,189t/年)になると見込まれます。

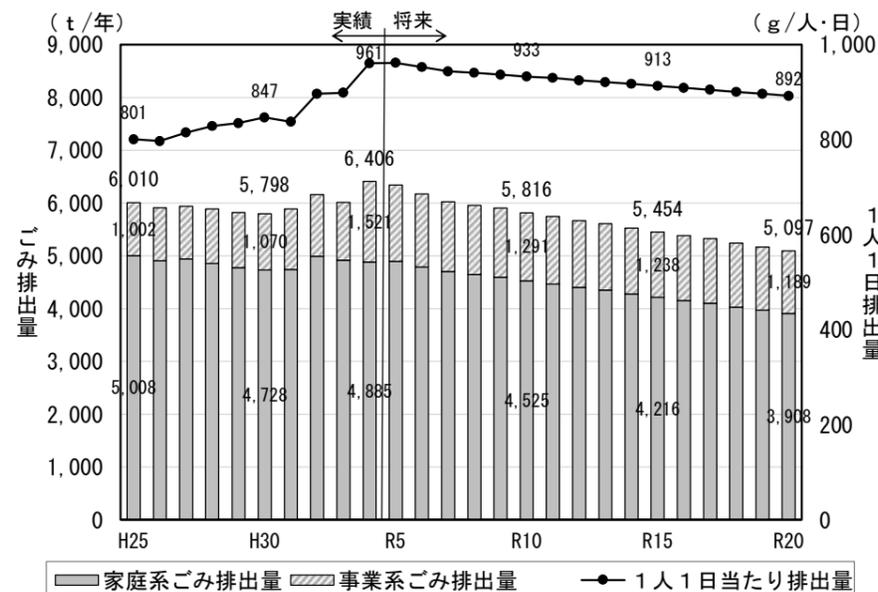


図6-1 ごみ排出量及び1人1日当たり平均排出量の予測〔目標達成時の場合〕

7. ごみの発生・排出抑制施策の展開

本町では、各種の施策を行うことにより、ごみの発生抑制・再資源化を推進し、地域における循環型社会の形成を目指します。

（1）住民による施策展開

使い捨て品の使用抑制、再生品の使用推進【継続】

住民は、ごみの発生抑制と再生資源の利用を図るため、使い捨て商品の使用抑制と再生品の選択、使用に努めます。町は、住民に対し、繰り返し使える容器、詰め替え容器の利用及び再生品の購入を心掛けるライフスタイルを促進します。

必要な分だけ消費する行動の推進【新規】

買い物の際に本当に必要なものか考えて購入するなど、ごみの発生を減らす行動について、具体的な行動例の紹介等により推進します。

ものを大切にする意識の定着促進【新規】

長寿命製品の利用を促進すると共に、「ごみを出さない工夫」や「もったいない意識」の定着に向け、住民が実施できる取組の紹介を、チラシや町のホームページを使って促進します。

過剰包装等の自粛【継続】

「燃やせるごみ」の中には、紙袋、包装紙、プラスチック製の袋、包装用シート等、各種包装用品のごみがあります。住民は、マイバッグの使用や過剰包装を断ることにより、ごみの発生を抑制し、資源化に繋がります。

生ごみの「3キリ運動」の推進【新規】

生ごみ削減の取組として、①買った食材を使いきる「使いキリ」、②食べ残しをしない「食べキリ」、③生ごみを出す前にもうひとしぼりする「水キリ」をする「3キリ運動」を推奨し、生ごみ減量に向けた意識の向上を推進します。

食品ロス削減への取組【新規】

冷蔵庫の中身を確認し、消費期限・賞味期限を把握することで、買いすぎや使い忘れによる未利用食品の廃棄を減らすなど、食品ロスの削減に資する購買行動を実施するよう啓発に努めていきます。

資源ごみ分別収集の活用【継続】

町が行っている資源ごみの分別収集を活用し、資源化を推進します。



集団回収の奨励【継続】

集団回収の奨励は、資源回収の向上や町民自治の形成推進、地域の子どもの環境教育に役立ちます。町全体の資源回収の推進を図るため、実施団体の育成や助成金の確保に努めます。

（2）事業者による施策展開

発生源における排出抑制【継続】

事業者は、排出者責任や拡大生産者責任を認識し、ごみの発生抑制、資源化を推進します。事業者は、生ごみの堆肥化及び生産される堆肥の積極的な利用を図ります。

過剰包装の抑制【継続】

事業者は、過剰包装を抑制し、再使用、再生利用の可能な素材、形状の包装を採用するとともに、回収・資源化のルートを構築し、包装廃棄物の発生抑制を推進します。

製品の長寿命化【継続】

事業者は、商品の耐用年数の長期化、アフターサービスの充実・低コスト化等、商品を長期間にわたって利用できるサービスの提供を行います。

店頭回収等の実施【継続】

事業者は、店舗や事業所の空きスペースを住民との協働による店頭回収や古紙回収等の活動拠点として活用します。

ごみ減量化・資源化協力店制度の導入【継続】	町は、ごみ発生抑制、資源化等、環境に配慮した活動に取り組んでいる店舗、事業所をごみ減量化・資源化協力店制度（エコショップ制度）に基づき認定し、循環型社会の形成を推進します。 事業者は、本制度を活用し、自らの活動のPRと住民への啓発を推進します。
流通包装廃棄物の抑制【継続】	事業者は、包装素材の統一化、緩衝材の使用抑制、包装資材の再使用等により、流通包装廃棄物の発生を抑制します。
事業者責任の明確化【新規】	事業者向けに適正分別・適正排出に向け広報啓発を実施し、事業者責任の明確化を図っていきます。
事業者間の協力【継続】	事業者は、ゼロ・エミッションを目指して、事業者間での不用資材や再生資源等の相互利用を促進するためのネットワークづくりを推進します。
優良事業者表彰の活用【継続】	事業者は、優良事業者表彰制度を活用し、自らの活動のPRとともに他の事業者への導入を促進します。

（３）行政による施策展開

教育・啓発活動の充実【継続】	環境を守り、資源を大切にすることを育み、効果的な行動を促すために小・中学校での環境学習を推進します。 住民が気軽に参加し、環境保全や資源循環に対する知識と行動を習得してもらうために各種の学習機会を設けます。
情報提供【継続】	住民・事業者に率先して、発生抑制・資源化の行動を促すため、循環型社会形成の取組に関する情報等を広報誌、ホームページなどによって提供します。
地域における活動の活性化【継続】	地域ごとの特性を踏まえた行動の促進及び拡大を図るため、地域における活動の情報収集及び情報提供を推進し、住民が実践しやすいものから取り組んでもらえるようサポートに努めます。
事業者の発生抑制・資源化【継続】	町は、事業者が自らの責任を自覚し、過剰包装・流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、並びに再生品の利用・販売等に積極的に取り組むよう指導を徹底します。事業所を戸別に訪問し、啓発用パンフレットの配布、指導、協力の要請等を行い、ごみの発生抑制を促進します。 また、住民との協働による取組、事業者間の再生資源の流通等に関しては、情報提供や協議・検討の場を提供するなど、活動を支援します。
多量排出事業者に対する減量化指導の徹底【継続】	多量排出事業者に対して、減量化・資源化等計画の策定及び提出を求め、計画の履行を促し、実施状況を監視するとともに、必要な助言・指導を行っていきます。
飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制【継続】	民間事業者による店頭回収等の普及促進を図り、住民と事業者による資源化システムの構築を推進します。
グリーン購入の推進【継続】	再生品等の供給面の取組に加え、需要面からの取組が重要であることから、町は、率先して環境物品等の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図ります。
食用廃油の資源化促進【継続】	食用廃油を回収し、バイオディーゼル燃料（BDF）として、有効利用を図ります。
小型家電の回収【継続】	レアメタルの資源化を推進するため、平成 27 年度から拠点回収を実施しています。今後は、小型家電品の分別収集に関して、調査・研究を行い、拠点箇所・回収品目の拡大を検討していきます。

資源分別の徹底【発展】	モデル地区でプラスチック製容器包装の分別収集を予定する等、さらなる資源ごみの分別徹底を推進します。新たな分別等施策の実施にあたっては、現在の分別収集体制を変更します。
優良事業者の表彰【継続】	町は、環境に配慮した活動及び住民との協働事業等に取り組む優良事業者を表彰するなど成果を評価できる体制を整備します。

8. ごみの適正処理に関する基本的事項

（１）将来の分別区分

ごみの減量と資源の有効利用を図ることを目的に、「プラスチック製容器包装」は町全域での分別収集を予定しています。その回収状況を整理・把握しながら、「プラスチック製品」の分別収集を検討していきます。

表 8 - 1 将来のごみの分別区分

分別区分	具体的な品目	
燃やせるごみ	台所のごみ、紙くず・紙パック類、布・衣類、プラスチック類、木くず（直径 10 cm以内）、枯れ草、革製品	
資源ごみ	カン類	ジュース缶、殺虫剤・整髪料缶、カセットボンベ
	ビン類	ジュースビン、ビールビン、酒ビン、化粧品類ビン
	ペットボトル	ジュース類、お茶類、焼酎・ミネラルウォーターなどの容器 ※「PET-1」の表示マークがあるものだけ
	紙類	新聞紙、雑誌、段ボール
	粗大ごみ、不燃ごみ	ノートパソコン、パソコン（本体のみ）、なべ・やかん類、包丁、ポット、炊飯器、電子レンジ、扇風機、掃除機、アイロン、ドライヤー、家庭用プリンター、石油ストーブ・ファンヒーター、刈払機、自転車、オイル缶
	小型家電	携帯電話・PHS・スマートフォン、タブレット、コンパクトデジタルカメラ、携帯型ゲーム機
	プラスチック製容器包装【モデル地区対象】	例）包装用フィルム、弁当等の容器、カップ麺・ヨーグルトなどの容器、卵パック など ※「プラ」の表示マークがあるものだけ
有害ごみ	電池、体温計、蛍光管、電球	

（２）収集・運搬計画

住民に対して、本町のごみ分別に従って分別を徹底するよう周知を図ります。

分別排出されたごみについては、資源化及び適正処理・処分が図れるよう迅速かつ衛生的に収集・運搬を行います。

資源ごみについては、資源化率向上に向け、分別区分及び収集体制を変更します。

（３）中間処理計画

中間処理を行っている城里町環境センター（焼却施設・リサイクルセンター）は、令和 3 年度に供用を開始しており、ごみ処理の安定化を図るとともに、循環型社会の形成に取り組みます。今後も安定的なごみ処理運営を行い、定期的に実施する精密機能検査の結果に基づき、修繕・更新が必要な設備を把握し、計画的に、修繕・更新等の対策を実施していきます。

（４）最終処分計画

現在、本町には、一般廃棄物の最終処分場がないため、焼却残渣及び不燃残渣等を民間等の最終処分場へ委託

処分しています。

埋立対象ごみの性状等が、最終処分場の受入基準に適合していることを確認し、民間委託を継続していきます。今後も委託した残渣が適正に処分されているか引き続きモニタリングを行っていきます。

〔生活排水処理基本計画〕

9. 基本目標及び基本方針

(1) 基本目標

公衆衛生の向上と公共用水域の水質汚濁を防止するため、公共下水道や農業集落排水処理施設等の集合処理施設の整備を検討するとともに、合併処理浄化槽の普及・促進やし尿収集・処理体制の充実を図っていく必要があります。

本計画では、これらの生活排水施設を整備するだけでなく、地域住民や事業者が施設を有効に活用していくことにより、三者が一体となって豊かな自然環境を保全し、将来に渡って活用していくことを目標とします。

人と心やすらぐ自然環境のなかで安全で快適に暮らせるまちづくり

～ 河川にやさしい人と自然との共生型社会 ～

(2) 基本方針

以下に示す4つの基本方針を目指します。

基本方針Ⅰ. 公共下水道事業の計画的推進

那珂久慈流域関連公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業の計画的な推進に努めるとともに、供用開始地区においては、接続促進に努め、水洗化率の向上を図ります。

基本方針Ⅱ. 農業集落排水事業の効率的な維持管理

農業集落排水施設の効率的な維持管理に努めるとともに、処理区域においては接続促進に努め、水洗化率の向上を図ります。

また、古くなった集落排水設備は公共下水道への接続等を検討し、適正な生活排水処理に努めていきます。

基本方針Ⅲ. 合併処理浄化槽の設置促進

公共下水道事業及び農業集落排水事業の計画区域外における合併処理浄化槽の普及促進に努めるとともに、合併処理浄化槽の適正管理を指導していきます。

基本方針Ⅳ. 生活排水処理対策に関する住民意識の啓発

下水道等の必要性や生活排水対策の重要性について、積極的な啓発活動を行い、環境保全、環境衛生意識の高揚を図ります。

10. 生活排水の発生量・処理量の見通し

行政区域内人口は減少傾向を示しています。公共下水道への接続が進行し、行政区域内人口に占める公共下水道人口の割合は高くなりますが、農業集落排水施設人口等が減少し、汚水衛生処理人口は減少傾向を示します。

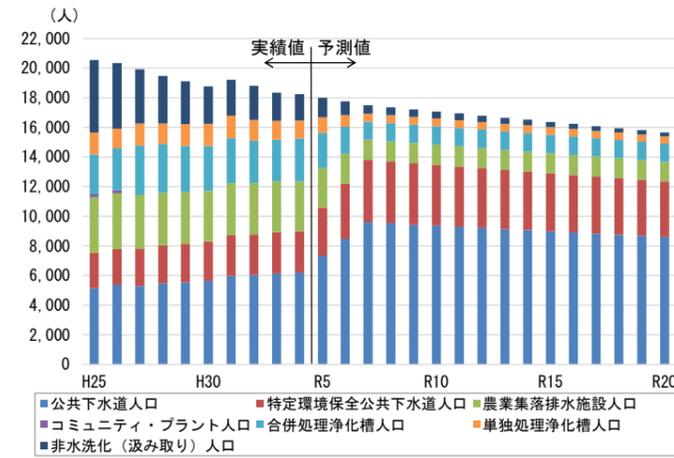


図10-1 生活排水処理形態別人口の推移

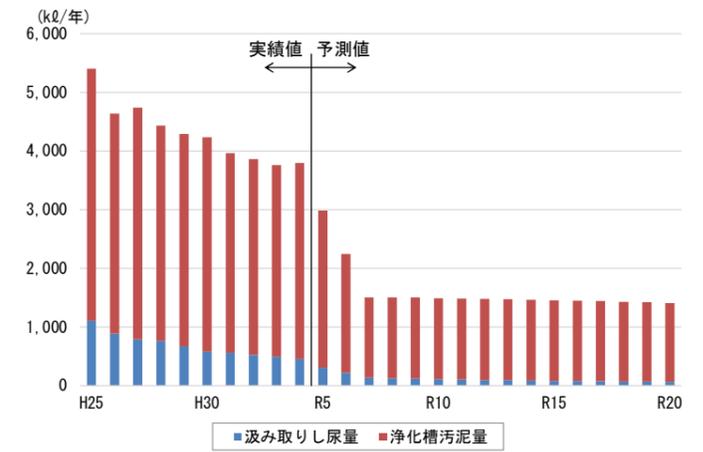


図10-2 し尿・汚泥量の推移

11. し尿の処理計画

(1) 収集・運搬計画

計画収集区域は本町全域とし、収集運搬体制は、し尿・浄化槽汚泥は、許可業者による収集・運搬を継続します。なお、許可業者に対しては、生活環境に配慮し、業務を衛生的、効果的に行うよう指導を徹底します。

(2) 中間処理計画

今後も現状と同様に、城里町衛生センター（し尿処理施設）にて処理を継続します。

し尿処理施設は、令和元年度・2年度に改修工事（延命化工事）を行い、適正な処理能力及び処理性状に適した処理フローに整備し、循環型社会の形成に取り組んでいます〔汚泥再生処理センターとして再資源化〕。

今後も安定的な施設運営を行い、定期的実施する精密機能検査の結果に基づき、修繕・更新が必要な設備を把握し、計画的に、修繕・更新等の対策を実施していきます。

(3) 最終処分計画

汚泥等は、民間等の最終処分場へ委託処分を継続します。

埋立対象の排出物の性状等が、最終処分場の受入基準に適合していることを確認し、民間委託を継続していきます。今後も委託した残渣が適正に処分されているか引き続きモニタリングを行っていきます。

〔計画の推進と進行管理〕

12. 計画の進行体制

本計画では、基本理念を実現するため、ごみの減量を推進することを第一とし、排出されたごみは、可能な限りリサイクルに回すことで環境負荷の少ない処理を行うことを廃棄物行政の基本としています。

基本理念の実現に向けて、本計画で提案する施策は、住民・事業者・行政のパートナーシップにより、公平な分担と連携のもとで効率的かつ効果的に推進するものとします。

13. 計画の進行管理

本計画を推進するためには、施策の進捗状況や達成状況等を点検・評価する仕組みが必要です。

また、本計画は、進捗状況や達成状況等を定期的に点検・評価を行うことにより、町におけるごみ処理の継続的な改善を図ります。

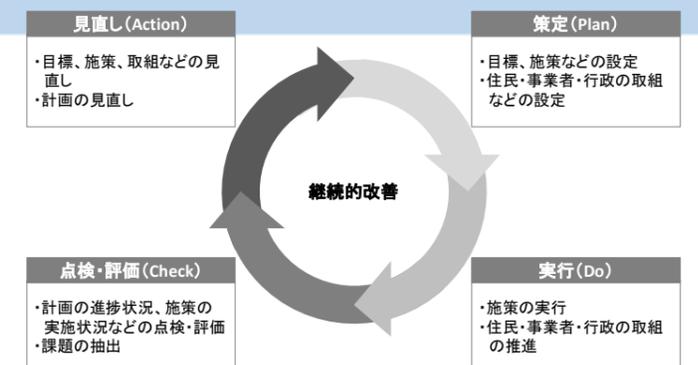


図13-1 PDCAサイクルに基づく計画の進行管理